

所在不明高齢者に係る 2 月定期支払いでの年金の差止めについて

平成 23 年 2 月 4 日
厚生労働省年金局

1. これまでの経緯

- 昨年夏に高齢者の所在が不明であるケースや既に死亡しているケースが相次いで明らかになったことを受け、厚生労働省としては年金の不正受給対策の観点から取組を行うこととし、後期高齢者医療を 1 年間継続して利用していない 76 歳以上の年金受給者について、その現況を確認し、一定の場合には、2 月定期支払いで年金の差止めを行うこととしていたところ。
- 平成 22 年 7 月 1 日現在で満 76 歳以上であって、後期高齢者医療を 1 年間（平成 21 年 7 月～22 年 6 月までの間）継続して利用していない年金受給者（約 34 万人）に対して、日本年金機構が昨年 11 月に現況申告書を送付（回答がない方については、昨年 12 月に現況申告書を再送付）。
- さらに、現況申告書の未提出者及び未送達者（住民基本台帳情報でも送付先とは異なる新たな住所が確認されなかった方）のうち 100 歳以上の方については、日本年金機構で訪問調査を実施。

2. 現況申告書の回答状況等

(1) 現況申告書の回答状況は以下のとおり。

[表 1]

(平成 23 年 1 月 17 日時点)

現況申告書送付対象者	341,312 人
提出者	320,741 人
①年金受給者が自ら回答（③を除く）	239,634 人
②年金受給者の代理人が回答（③を除く）	70,703 人
<回答内容別内訳>	
年金受給者本人は現況申告書の送付先住所に居住	42,742 人
年金受給者本人は現況申告書の送付先住所とは別の場所に居住	25,309 人
年金受給者本人は既に死亡	2,117 人(a)
年金受給者本人の消息を知らない・本人と連絡が取れない	535 人(b)
③記入不備のため、回答内容を照会中	10,404 人
未提出者	15,680 人
うち 100 歳以上の者	85 人(c)
未送達者（転居等の理由により現況申告書が届かなかった者）	4,891 人
うち 100 歳以上の者	32 人(d)

(2) 100歳以上の未提出者及び未送達者の訪問調査の結果は以下のとおり。

○ 未提出者についての訪問調査

- ・ 現況申告書の未提出者で100歳以上の方85人〔表1中c〕のうち、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた39人を除く46人について訪問調査を行った。
- ・ その結果、41人は健在であることが判明したが、5人の死亡が確認された。なお、これら5人の死亡時期はいずれも昨年12月以降であった。

○ 未送達者についての訪問調査

- ・ 現況申告書の未送達者で100歳以上の方32人〔表1中d〕のうち、住民基本台帳情報でも送付先とは異なる新たな住所が確認されなかった方16人について訪問調査を行った。
※ 新たな住所が確認された16人の方は、現況申告書を改めて送付する。
- ・ その結果、14人は健在であることが判明したが、1人の死亡が確認され、残る1人については現況が確認できなかった。なお、死亡者の死亡時期は本年1月であった。

3. 2月定期支払いでの差止め対象者

- 本年2月の定期支払い（支払日は2月15日）において、今回の現況申告書の報告内容や訪問調査の状況等を理由として、年金の差止めを行う対象者は以下のとおり。

〔表2〕

差止め対象者数 <内訳>	572人
① 現況申告書の提出者のうち、年金受給者本人は既に死亡との回答があったもの（※1）	59人
② 現況申告書の提出者のうち、年金受給者本人の消息を知らない・本人と連絡が取れないとの回答があったもの（※2）	506人
③ 現況申告書の未提出者で100歳以上の方のうち、訪問調査により死亡が確認されたもの	5人
④ 現況申告書の未送達者で100歳以上の方のうち、訪問調査により死亡が確認されたもの	1人
⑤ 現況申告書の未送達者で100歳以上の方のうち、訪問調査により年金受給者本人の現況が確認できなかったもの	1人

（※1）現況申告書で「死亡」と回答があった2,117人〔表1中a〕のうち2,058人については、別途、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた事案。

一般の現況申告書における報告を理由として2月の定期支払いを差し止める件数は、59人となる。

(※2) 現況申告書で「本人の消息を知らない・本人と連絡が取れない」(いわゆる行方不明)と回答があった535人〔表1中b〕のうち18人については、別途、年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされた事案。

さらに、11人については、行方不明前の財産の保存行為等を行う不在者財産管理人が家庭裁判所により選任されているため、年金の差止めは行わない事案。

一般の現況申告書における報告を理由として2月の定期支払いを差し止める件数は、506人となる。

4. 今後の対応について

- 現況申告書の未提出者及び未送達者のうち100歳未満の方に対しては、現況申告書の早期提出のための案内文を配達証明を付けて送付するとともに、市区町村にも健在確認についての協力を求め、健在が確認できない場合は、本年4月の定期支払い以降、早急に差止めを行うことを検討中。

※未送達者のうち、住民基本台帳情報により、今回の現況申告書の送付先とは異なる新たな住所が判明した方については、現況申告書を改めて送付。

- 現況申告書の提出者(「本人は既に死亡」又は「本人の消息を知らない・本人と連絡が取れない」との回答があった方を除く。)については、健在確認について市区町村への協力を求めるとともに、必要に応じて日本年金機構において、訪問調査等を行い、給付の適正化を図ることを予定している。